

議案第 39 号

輪島市教育研究所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定
について

輪島市教育研究所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のよう
に定める。

平成 25 年 7 月 23 日提出

輪島市教育委員会

教育長 吉 岡 邦 男

輪島市教育研究所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

輪島市教育研究所条例の一部を改正する条例（平成 25 年輪島市条例第 78 号）の
施行期日は、平成 25 年 7 月 24 日とする。

提案理由

移転先における輪島市教育研究所の供用開始日が明確となったため。

平成 25 年 7 月 23 日 第 39 号

原案可決

輪島市教育委員会

